

秋田県バリアフリー推進賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 高齢者、障害者等を含むすべての県民が安全で快適に生活できる社会を構築するためには、行政、事業者及び県民が一体となって、ハード、ソフト両面のバリアフリー化を効果的かつ総合的に行っていく必要がある。そのため、秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例（以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、バリアフリー社会の形成に特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰し、もって、バリアフリーに関する優れた取り組みを広く普及させるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、県内において、バリアフリーに関する施設の整備、製品の開発及び推進・普及のための活動等について、次の部門ごとに極めて顕著な功績又は功労のあった個人または団体とする。ただし、国、県が行った事業並びに同一の功績により知事表彰を受けた個人または団体は対象としない。

(1)施設部門

条例に規定する生活関連施設で、条例の整備基準に適合している施設の設置者。又は、既存施設については、改善に積極的に取り組んでいると認められる施設の設置者。

(2)製品開発部門

高齢者や障害者の自立支援や介助者の負担軽減を図るための福祉用具の製品、試作品、改良品の制作者。

(3)活動部門

①一般部門

バリアフリーに関する普及啓発活動、高齢者や障害者等の社会参加の支援活動、安心して生活できるまちづくりの取組などに、2年以上の活動実績があり、現在も継続している者。

②ジュニア部門（高校生以下とする。）

バリアフリーに関する普及啓発活動、高齢者や障害者等の社会参加の支援活動、安心して生活できるまちづくりの取組などを積極的に行っている者。

(4)バリアフリーマップ部門

①一般部門

地域においてバリアフリーマップの作成、利活用に積極的に取り組んでいる者。

②ジュニア部門（高校生以下とする。）

地域においてバリアフリーマップの作成、利活用に積極的に取り組んでいる者。

(募集方法)

第3条 市町村長等からの推薦及び、自薦、他薦を問わない一般公募とする。

2 応募は、応募用紙に必要事項を記入し、関係書類等を添付して行うものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、推薦、応募があった候補者のうちから、秋田県バリアフリー社会形成審議会（以下「審議会」という。）の意見をきいて、知事が決定する。

(選考委員会)

第5条 第4条の規定により被表彰候補者の審査・選考をするため、審議会に選考委員会を置く。

2 選考委員会は、委員5人以内で組織する。

3 選考委員は、審議会委員の互選により定める。

4 選考委員の任期は、就任の日から審議会委員の任期までとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、知事が表彰状等を授与して行う。

(事務局)

第7条 この表彰に関する事務は、健康福祉部障害福祉課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則2 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則3 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則5 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。